日医発223号(地154)(健Ⅱ165)
令和2年6月9日

都道府県医師会長　殿
郡市区医師会長　殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長
横倉義武
日本医師会感染症危機管理対策室長
釜萢敏

新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について（その2）

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」につきましては、先般、令和2年3月11日付日医発1202号（地461）（健Ⅱ314）の文書を以てお送りしたところですが、今般、唾液の検体回収に伴う感染予防策について追記して、「その2」として改訂されました。

内容は国立感染症研究所及び国立国際医療研究センター国際感染症センターが作成している「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」に則っているとのことです。

また、「1」のなお書きについて、「患者が発熱や上気道症状を有する等の場合であっても、2の検体の採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、標準予防策の徹底を行っていれば、原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、濃厚接触者には該当しない。」と明記されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配のほどお願い申し上げます。

医師会 収受 2.6.-9 第390号

事　務　連　絡
令和２年６月２日

各 ［都道府県／保健所設置市／特別区］ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について
（その２）

新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療の際の感染予防策等については、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」（令和２年３月 11 日付け事務連絡）において周知をお願いしているところですが、今般、PCR 検査の検体として新たに唾液が追加されたことに伴い、一部の内容を変更しました。このため、帰国者・接触者外来のみならず、一般の医療機関（歯科医療機関も含む。）においても、内容について十分にご了知いただきたいため、関係者への周知をお願いします。

なお、下記の取扱いは現時点における新型コロナウイルスの知見をもとにまとめたものであり、今後取扱いに変更がある場合には追ってご連絡します。

記

１．地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策について

基本的に誰もがこの新型コロナウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること。なお、患者が発熱や上気道症状を有する等の場合であっても、２の検体の採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、標準予防策の徹底を行っていれば、原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、濃厚接触者には該当しない。

2．新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。）を診察する際の感染予防策について

（1）各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講じること。

・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。

・同患者から採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

・同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

・同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（または DS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

・同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。

・基本的にシューズカバーをする必要はないこと。

・個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

（2）その他

・原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、（1）に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこと。

・新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わった医療機関の職員は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施し、自身の健康管理を強化すること。

3．応招義務について

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 19 条第 1 項にお

ける診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨すること。

（参考）

○「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第３版）」（2020年５月７日 日本環境感染学会）
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328

○「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020年６月２日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター）
https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf

以上